

V 管理・運営方針

《協働による管理運営の基本的考え方》

- 1) 復興まちづくりと連携して賑わいと交流をもたらす持続的な公園づくり
- 2) 地域コミュニティや市民と行政の絆の強化に寄与する公園づくり
- 3) 計画・設計段階からの多様な主体と連携した管理運営体制づくり

《協働による管理運営の取り組みの方向性》

- 1) 賑わいの再生・愛着の醸成
- 2) 交流・もてなしの心が伝わる公園づくり
- 3) 段階的な・継続した公園づくり
- 4) 公園づくりへの参加
- 5) 管理運営・参加体制

《協働による管理運営体制の段階的な組織化の方向性》

- ・ 下図のような段階的な組織化を図ることとします。
- ・ 供用開始までには、公園の整備、維持管理、運営等に関する主体が参加し、様々な事項を協議、決定できる組織づくりを行います。

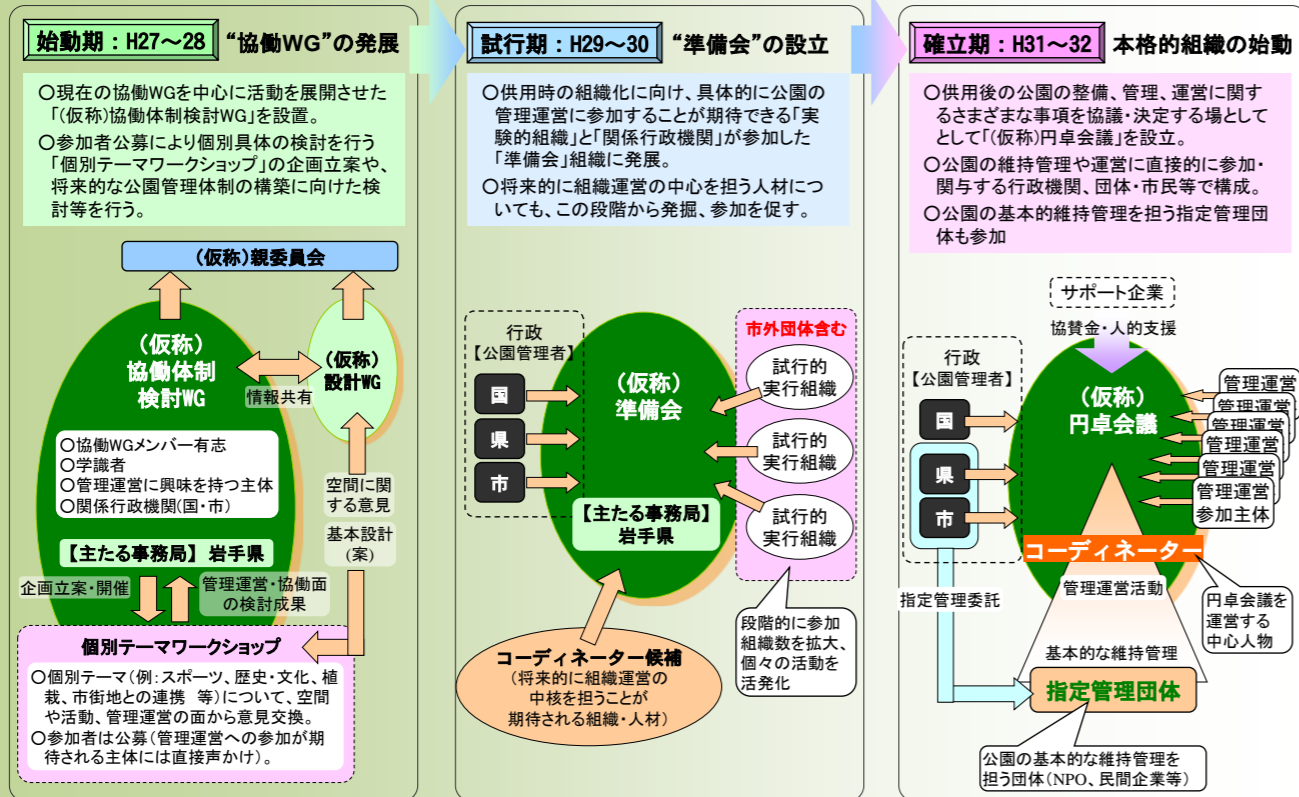


図 管理運営体制の段階的な組織化のイメージ

復興祈念公園に関する最新情報

東北地方整備局ホームページ (<http://www.thr.mlit.go.jp/>) の **復興祈念公園** バナーをクリックして下さい。

国土交通省 東北地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 公園係
〒980-8602 宮城県仙台市青葉区二日町9番15号 電話:022-225-2171 (代表)

高田松原津波復興祈念公園 基本計画【概要版】



©国際航業株式会社

計画地 (平成26年9月18日撮影)

平成27年8月

東日本大震災は、広域にわたり甚大な被害が生じた未曾有の大災害であることに鑑み、国が地方と連携して、犠牲者への追悼と鎮魂や、日本の再生に向けた復興への強い意志を国内外に向けて明確に示すこと等を目的とした、復興の象徴となる「復興祈念公園」を整備することが求められています。

本計画は、東日本大震災で甚大な被害を受けた岩手県陸前高田市高田松原地区において、国、岩手県及び陸前高田市の連携のもとに設置される津波復興祈念公園について、2014年(平成26年)6月に策定した「高田松原津波復興祈念公園基本構想」に基づき、空間デザインや協働のあり方をはじめ、踏まえるべき基本的事項をまとめたものであり、今後、具体的に進められる整備及び管理運営において基本的な方針となるものです。

なお、本計画は、有識者及び関係行政機関の代表者からなる「岩手県における復興祈念公園基本計画検討調査有識者委員会」による審議を経て策定したものです。

【基本計画の検討経緯】

平成26年6月	高田松原津波復興祈念公園 基本構想公表
平成26年8月7日	第1回 有識者委員会(基本計画の検討方針(案)の検討)
平成26年9月~10月	空間デザインワーキンググループ(計2回開催) 協働デザインワーキンググループ(計3回開催)
平成26年11月26日	第2回 有識者委員会(追悼・鎮魂の場、教訓の伝承、公園利用者の安全確保、名勝高田松原の今後のあり方、植栽・自然環境の再生、中心市街地・道の駅との連携、多様な主体の参加・協働と交流などの検討)
平成26年12月~平成27年3月	空間デザインワーキンググループ(計2回開催) 協働デザインワーキンググループ(計3回開催)
平成27年3月24日	第3回 有識者委員会(基本計画(素案)の検討)
平成27年4月17日~5月18日	パブリックコメントの実施

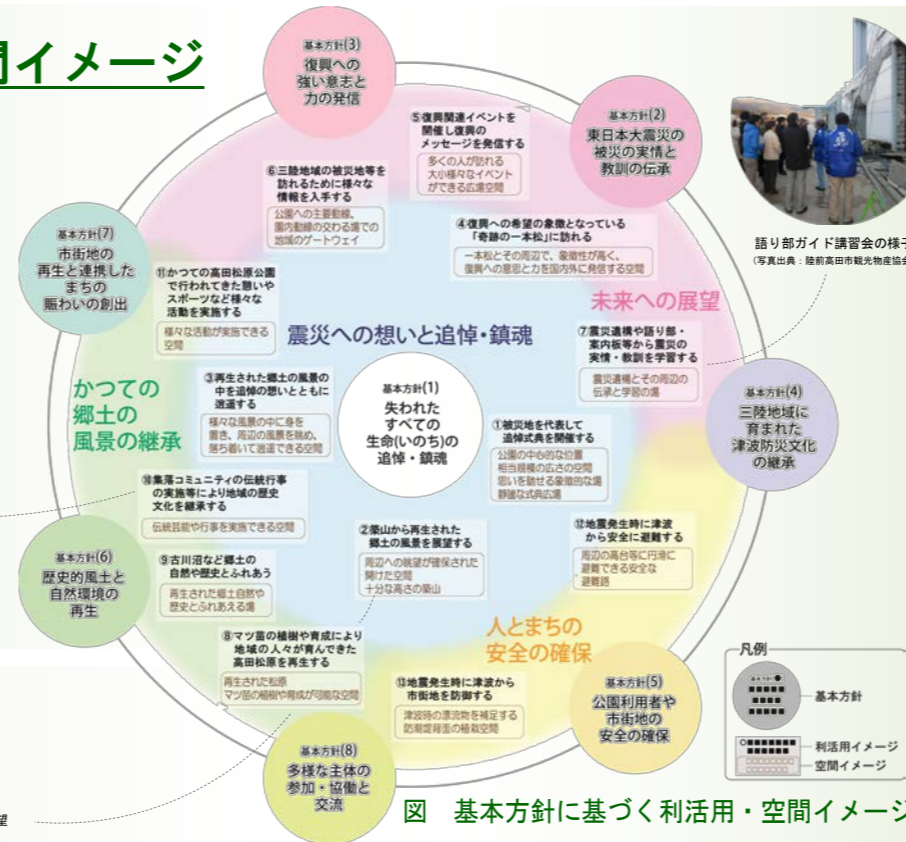
I 基本理念

「奇跡の一本松が残ったこの場所で
犠牲者への追悼と鎮魂の思いとともに
震災の教訓とそこからの復興の姿を
高田松原の再生と重ね合わせ未来に伝えていく」

II 基本方針

1. 失われたすべての生命（いのち）の追悼・鎮魂
2. 東日本大震災の被災の実情と教訓の伝承
3. 復興への強い意志と力の発信
4. 三陸地域に育まれた津波防災文化の継承
5. 公園利用者や市街地の安全の確保
6. 歴史的風土と自然環境の再生
7. 市街地の再生と連携したまちの賑わいの創出
8. 多様な主体の参加・協働と交流

III 利活用・空間イメージ



IV-2 「国営追悼・祈念施設（仮称）」 及び周辺地域の空間配置計画

《空間構成の基本的考え方》

1. 広田湾と気仙川を結ぶ軸線を「空間の主軸」とする
2. 震災遺構とのつながりを考慮しつつ、^{せいひつ}静謐な空間と賑わいのある空間を仕切る
3. 海を広く望める場所に「祈りの場」を設ける

《空間配置計画》

【震災への想いと追悼・鎮魂】

- ① 周辺への眺望が確保された高さの築山
- ② ^{せいひつ}静謐な広場空間・祈りの場
- ③ 祈りの場へいざなう空間
- ④ 犠牲者に想いを寄せ、風景を眺めながら ^{しょうよう}逍遙できる空間

【未来への展望】

- ⑤ 震災の実情や教訓を伝承するための空間
 - ⑥ 復興への意思と力を国内外に発信する空間
- ※上記の①～⑥は、下図の①～⑥の場所と対応しています。

IV 空間構成計画

IV-1 公園区域全体の空間構成

公園区域内の各敷地ごとにふさわしい空間構成を以下のように設定します。

川原川とシンボルロードに挟まれた区域

- 中心市街地と公園を結ぶ憩いの空間 -
- ・ 中心市街地と公園を結ぶ憩いの空間
- ・ 市道・JR 鉄道跡を活用した教訓を伝承するための空間

国道 45 号北側部

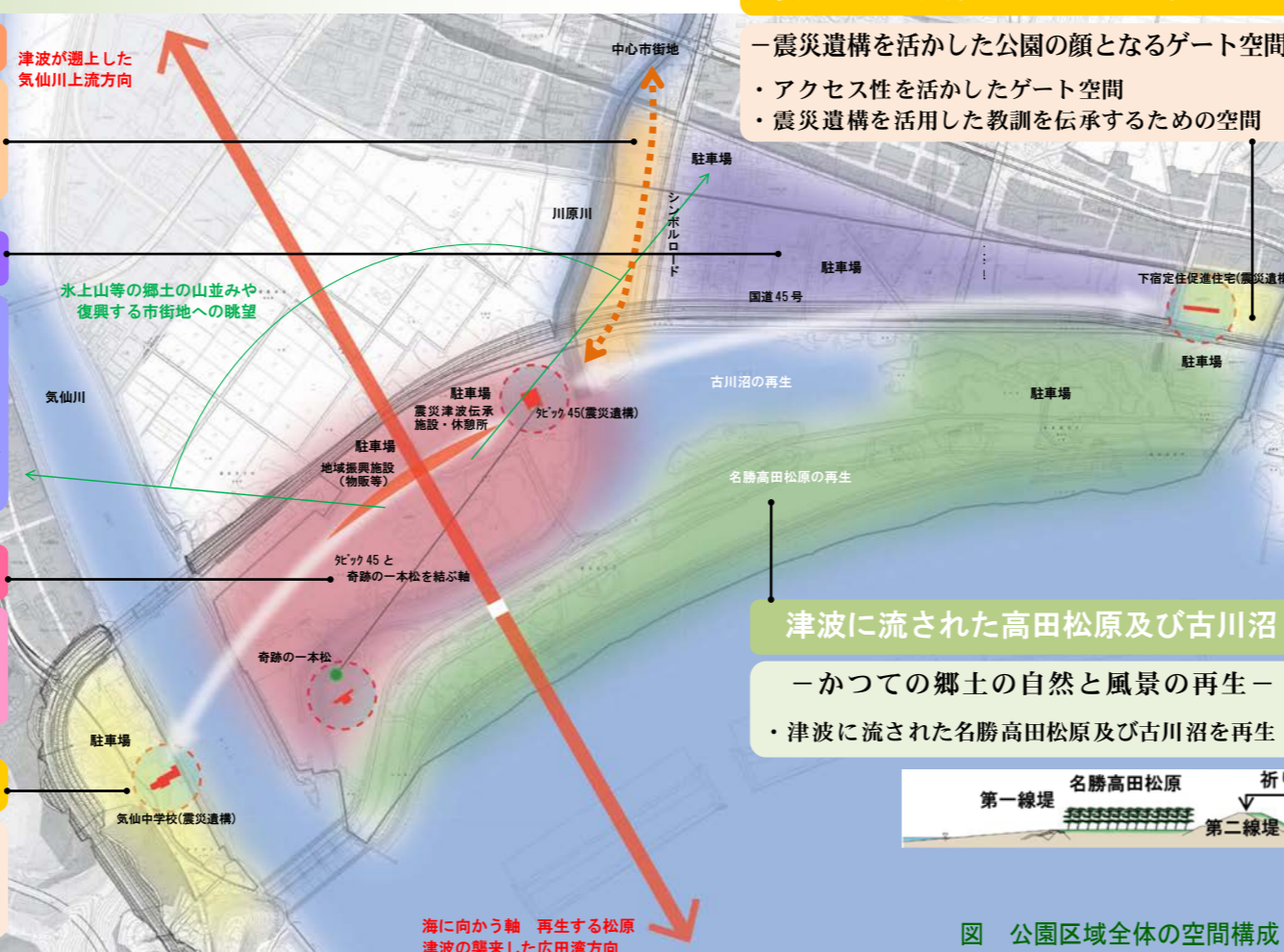
- かつて市民に親しまれてきた憩いの場・運動施設等の活動空間 -
- （高田松原公園の運動施設や広場等の復旧）
- ・ 運動施設等の活動空間（野球場、サッカー場や広場等）
- ・ 市道・JR 鉄道跡等を活用した教訓を伝承するための空間
- ・ 公園との空間的な調和を図る接続空間（国道 45 号）

国営追悼・祈念施設（仮称）及び周辺区域

- 追悼・鎮魂の場となる空間 -
- ・ 震災への想いと追悼・鎮魂の空間
- ・ 教訓の伝承や復興への力を発信する空間

主要アクセス道路からの入口に位置する区域

- 震災遺構を活かした公園の顔となるゲート空間 -
- ・ アクセシビリティを活かしたゲート空間
- ・ 震災遺構を活用した教訓を伝承するための空間



主要アクセス道路からの入口に位置する区域

- 震災遺構を活かした公園の顔となるゲート空間 -
- ・ アクセシビリティを活かしたゲート空間
- ・ 震災遺構を活用した教訓を伝承するための空間

津波に流された高田松原及び古川沼

- かつての郷土の自然と風景の再生 -
- ・ 津波に流された名勝高田松原及び古川沼を再生

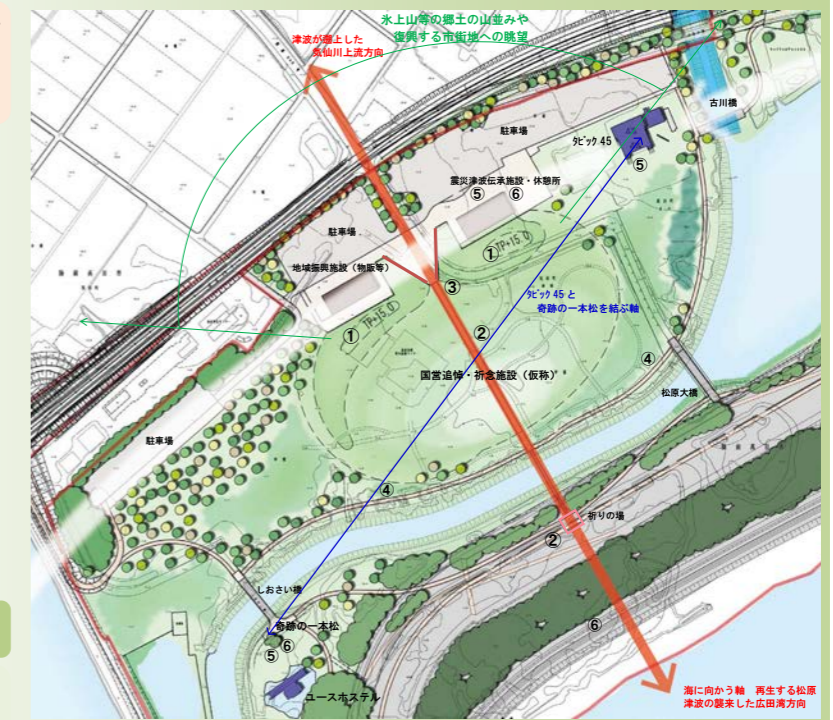
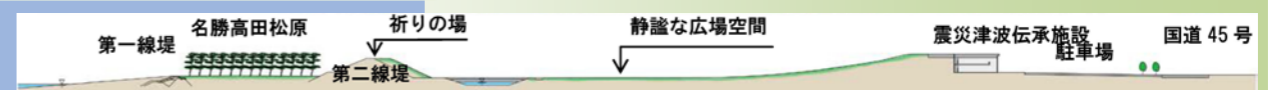


図 「国営追悼・祈念施設（仮称）」及び周辺地域の断面模式図

※上図は、空間構成の基本構造を踏まえた検討案であり、施設の位置や規模等は確定したものではありません。